

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容											
平野支援学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="439 512 1481 697"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 512 635 590">品種</th> <th data-bbox="644 512 902 590">品目 商品名</th> <th data-bbox="911 512 1169 590">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1178 512 1299 590">数量</th> <th data-bbox="1308 512 1481 590">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 596 635 697" rowspan="2">機械器具類</td> <td data-bbox="644 596 902 646">通信器具類</td> <td data-bbox="911 596 1169 697" rowspan="2">平成8年2月28日</td> <td data-bbox="1178 596 1299 697" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1308 596 1481 697" rowspan="2">159,341円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="644 653 902 697">ワイヤレス機器</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	通信器具類	平成8年2月28日	1	159,341円	ワイヤレス機器	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p> </div>	<p>現物を確認できなかった備品について、原因調査を行ったところ、不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。 このため、廃棄済である当該備品について、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額										
機械器具類	通信器具類	平成8年2月28日	1	159,341円										
	ワイヤレス機器													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年11月17日）